QMS Regulatory System for Medical Device in Japan 日本における医療機器のQMS規制

International Regulatory Seminar for medical device Jun. 22, 2023

藤澤寛 医療機器調査•基準部





内容

- ●QMS規制
- ●QMS適合性調査の流れ
- ●QMS適合性調査での不備事項例



QMS 規制



日本の市場に医療機器を製造販売するためには

製造販売承認を得る必要がある

- 1.製造販売業の許可(License)
- 2. 製造所の登録(Site registration)
- 3. 審査(Review of Quality, Efficacy & Safety of the products)
- 4. QMS省令への適合(Conformity to QMS ordinance)





QMS適合性調査の種類

1. 承認前適合性調査(Pre-approval inspection)

承認を取る前に実施

2. 一部変更承認前適合性調查(Pre-partial change approval inspection)

施設の追加・変更または滅菌方法の変更に関する承認事項の変更の前に実施

3. 定期適合性調査(Periodic Post-approval inspection)

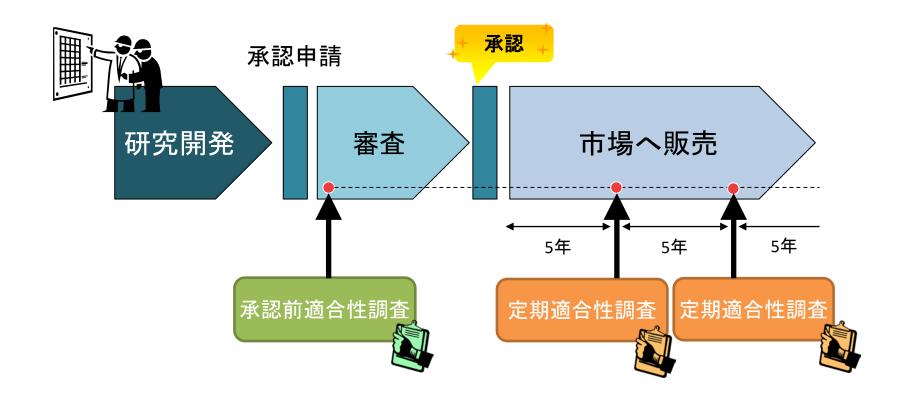
承認日から5年を超えない日ごとに実施

4. 追加的調査(Additional inspection)

承認前、一部変更承認前、定期調査のうち必要な時に実施例)原材料の一部として医薬品が組み込まれたもの 特定生物由来製品 マイクロマシン

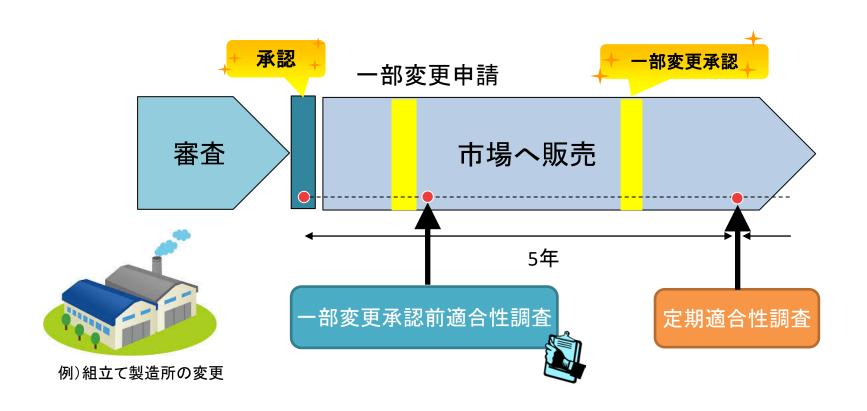


QMS適合性調査(承認前&承認後)





QMS適合性調查 (一部変更承認前)

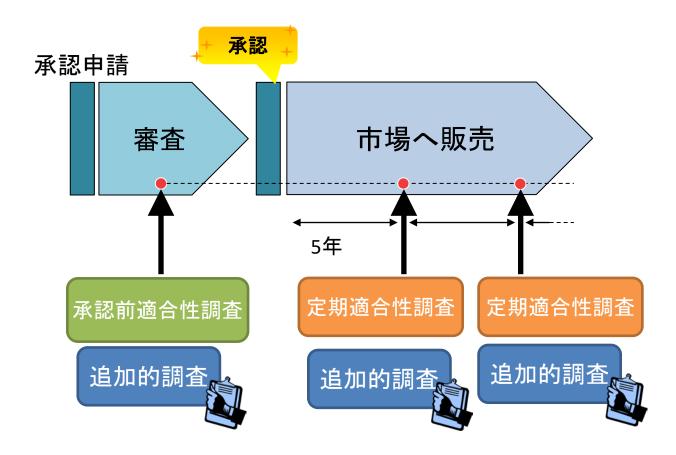




QMS適合性調査(追加的)



例) 医薬品と医療機器の コンビネーション製品





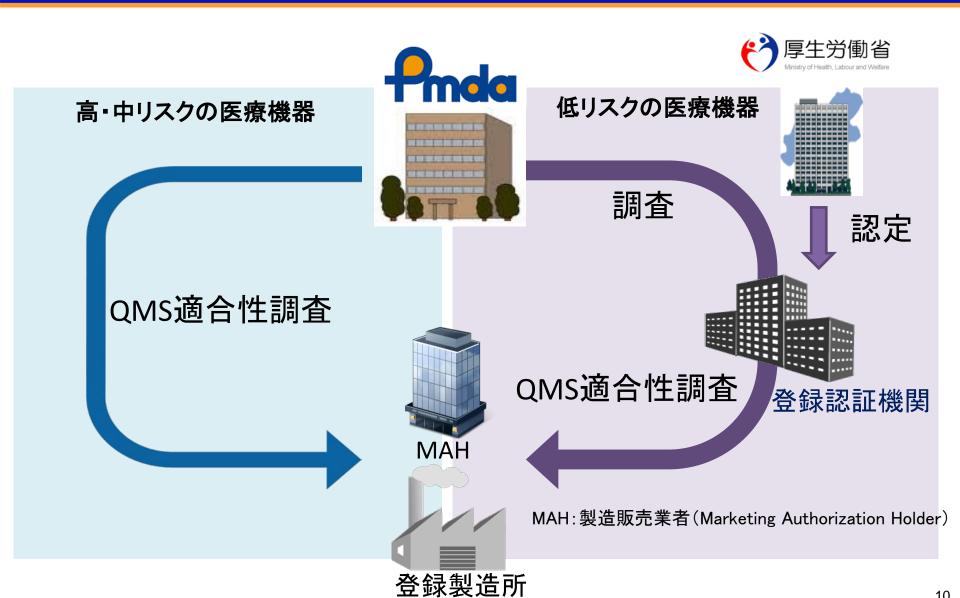
QMS適合性調査を行う機関

製品		調査機関
医療機器	クラスIV新医療機器細胞組織医療機器	PMDA
	• クラス クラス (認証基準なし)	PMDA
	• クラス クラス (認証基準あり)	登録認証機関* (Registered certification body)
体外診断用医薬品 (IVDs)	新 IVDs放射性 IVDs	PMDA
	IVDs(認証基準なし)	PMDA
	• IVDs(認証基準あり)	登録認証機関* (Registered certification body)

^{* 2023.6.1}時点で10登録認証機関(例:BSI、TUV-SUD、TUV Rheinland、SGS等)



QMS適合性調査を行う機関





製造所の登録

	施設	定義
設	計	設計開発の記録を管理している 設計開発の責任を有する者がいる施設
主	• たる組立て •	製造実態がある施設 製品のQMS又は製品実現に実質的な責任 を有する施設
滅	菌 •	滅菌を行う施設
#100 E	終製品の保管• 日本国内)	日本市場への出荷判定時に製品を保管している施設



※ 製造販売業者は製造販売業の許可を取り、上記の登録製造所の管理を行う必要がある



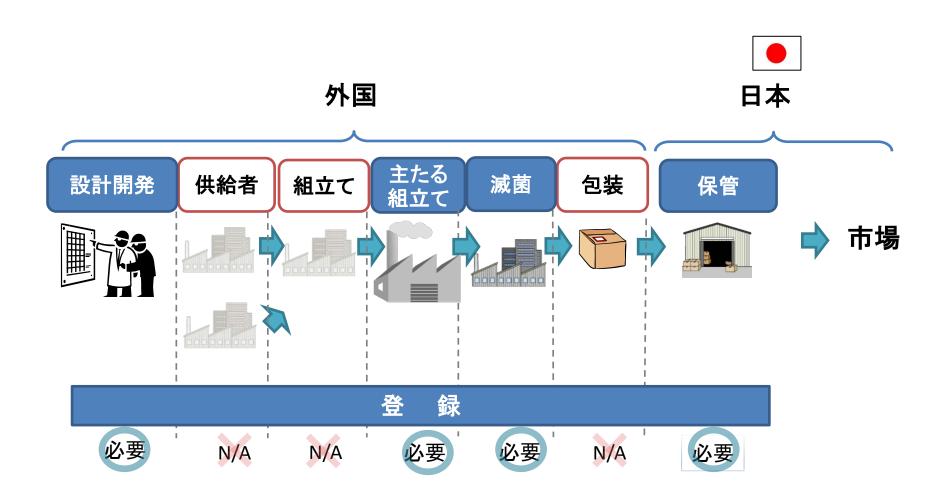
製造所の登録とQMS適合性調査の範囲

	対象		登録	QMS適合性調査
		MAH	N/A 製造販売業許可は必要	必要
		設計	必要	必要
		主たる組立て	必要	必要
没道乃 -	设造所 一	滅菌	必要 滅菌医療機器の場合	必要減菌医療機器の場合
		最終製品の保管 (日本国内)	必要	必要
		その他の施設	不要	調査実施者が必要に 応じて調査の対象とする

MAH:製造販売業者(Marketing Authorization Holder)



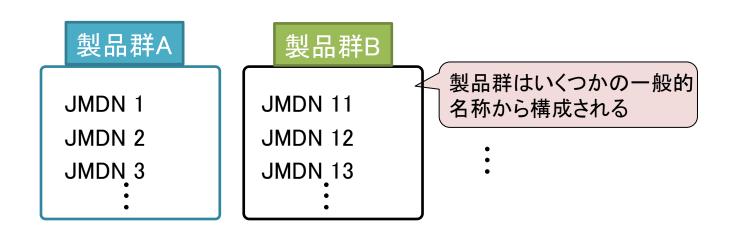
製造所の登録の例





製品群(Product family)

- 医療機器の特性、使用方法、リスク等に応じて、一般的名称 (JMDN)が製品群にグループ分けされる
- それぞれの製品群と一般的名称の関係は通知で示される



注意

品目ごとに調査が必要な医療機器、一般的名称ごとに調査が必要な医療機器がある



QMS適合性調査の範囲



範囲(Scope)

製品群 (Product family)





厚生労働省令第169号: QMS省令(QMS Ordinance)

章	タイトル	内容
第1章	総則	趣旨、定義、範囲
第2章	医療機器等の製造管理及び品質管理 に係る基本的要求事項	ISO 13485の要求事項と調和
第3章	医療機器等の製造管理及び品質管理 に係る追加的要求事項	追加的要求事項
第4章	生物由来医療機器等の製造管理及び 品質管理	
第5章	放射性体外診断用医薬品の製造管理 及び品質管理	製品特有の要求事項
第5章の2	再製造単回使用医療機器の製造管理 及び品質管理	
第6章	医療機器等の製造業者への準用等	製造業者への準用事項

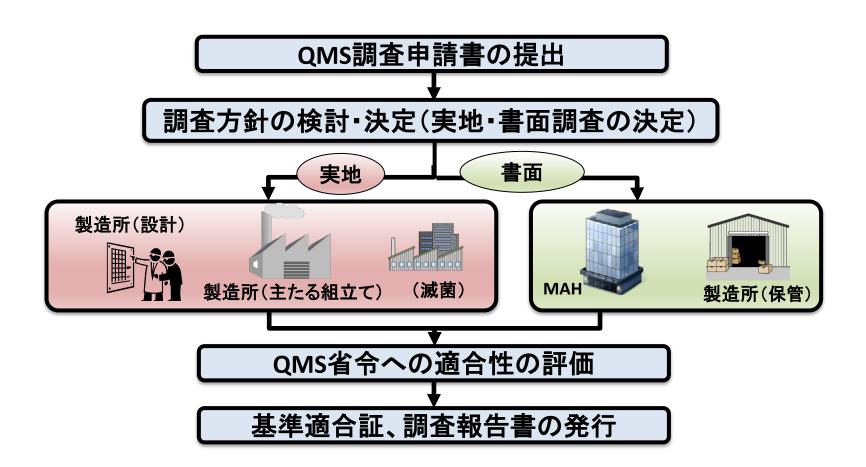


QMS適合性調査の流れ



QMS適合性調査の流れ





MAH: 製造販売業者 (Marketing Authorization Holder)



実地・書面の決定

<インプット情報>

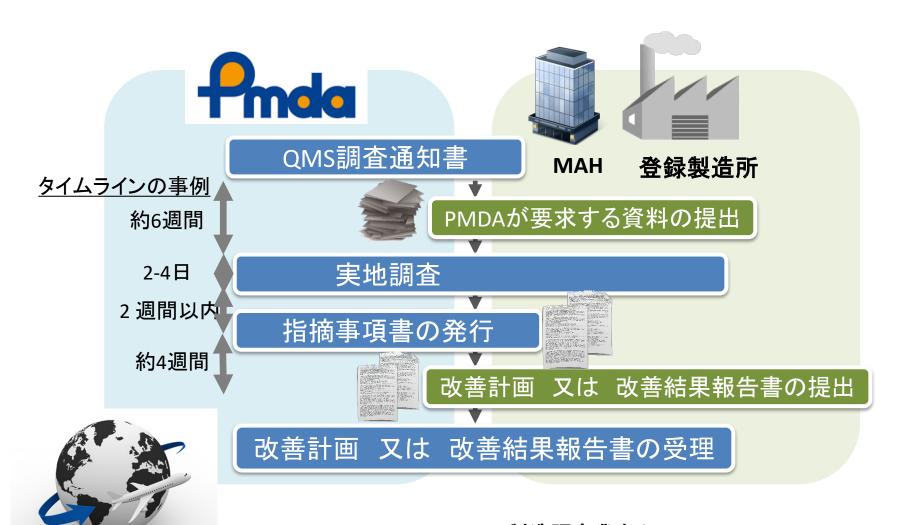
- 法令の規定により提出された資料の内容
- 過去における不適合、回収等の有無
- 製造工程の複雑さ
- 製品の使用に当たってのリスクの程度
- 過去の実地調査の結果
- 他の調査実施者等の調査結果
- MDSAP報告書など







実地調査の流れ(事例)



MAH: 製造販売業者(Marketing Authorization Holder)



実地調査のために求める資料(事例)



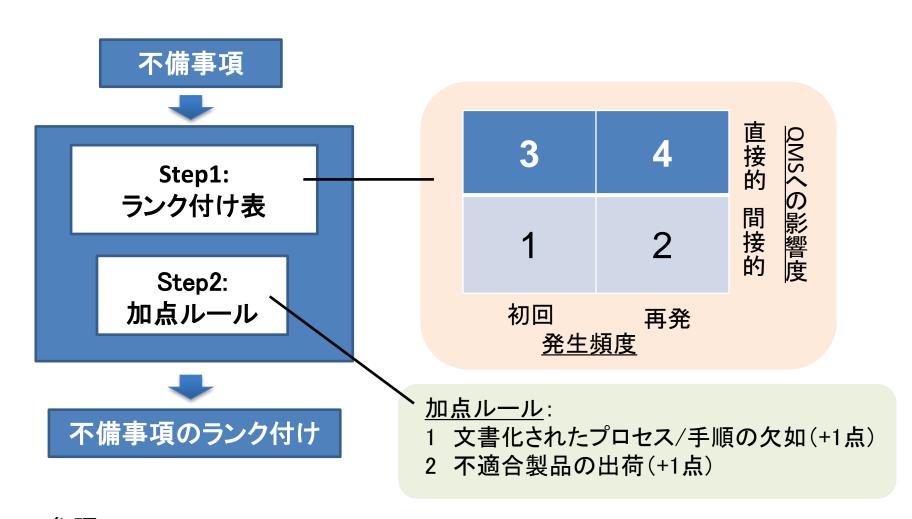
提出資料	内容	対象
製造所の配置図	• 製造所の敷地と周辺の状況が分かる図面(航空写真でも可)	登録製造所 (設計施設を除く)
平面図、設備一覧	クリーンルームのグレード、差圧製造設備、試験設備の配置又は一覧	登録製造所 (設計施設を除く)
組織図	• QMSに含まれる責任者と部門	登録製造所
QMSマニュアル	• 品質マニュアル	登録製造所
QC工程図	プロセス名、SOP番号、装置名、プロセス管理のパラメータなど	登録製造所
製品標準書の概要	• 製品の関連文書	調査対象の製品
製造工程における バリデーション	バリデーション手順バリデーション記録	調査対象の製品
市販後の状況が 分かるもの	• 不具合報告	製造販売業者



日	時間	調査事項
1日目	9:30-12:00	 1.オープニングミーティング (1)QMS調査の宣言、挨拶 (2)会社、製造所、製品の説明 2. 管理監督 QMS組織、品質マニュアル、品質方針、品質目標、マネジメントレビュー、内部監査、教育訓練 3. 文書記録
	13:00-17:30	4. プラントツアー
2日目	9:30-12:00	5. 設計開発(リスクマネジメントを含む)6. 購買管理
	13:00-17:30	7. 製造管理&品質管理
3日目	9:30-12:00	8. 製品標準書(Medical Device File) 9. 製品受領者
	13:00-17:30	10. 是正措置&予防措置11. 調査チーム内ミーティング12. クロージングミーティング(懸念事項等の確認を含む)



不備事項の評価



参照: GHTF/SG3/N19:2012



基準適合証(QMS Compliance Certification)

例

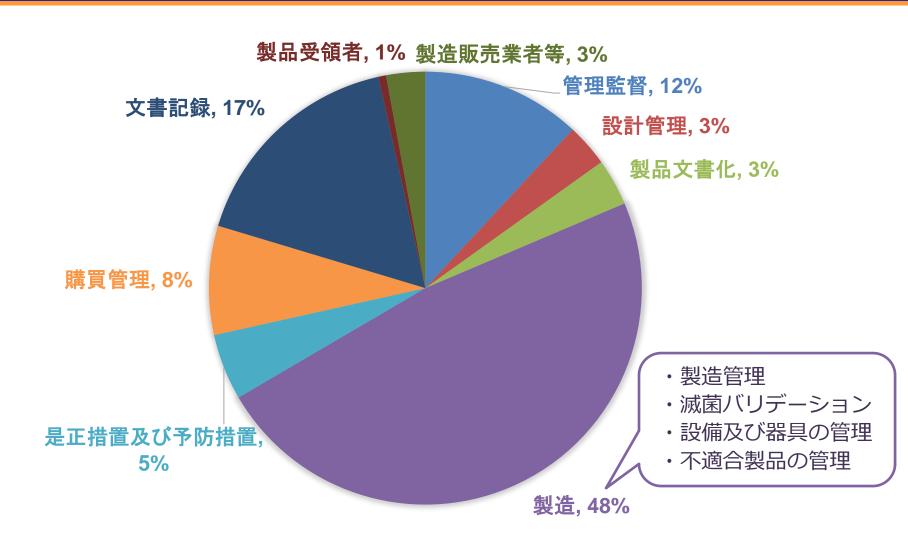




QMS適合性調査での不備事項例



不備事項の内訳(PMDAによる調査)



集計期間:2019年8月1日~2021年12月31日



不備事項の事例

製造管理

それ以降の監視又は測定では工程の結果に係る出力情報を検証することが出来ないと考えられる工程において、バリデーションを実施しておらず、実施しない正当な理由を確認できなかった
 例)最終的に滅菌される製品の洗浄工程、包装工程

使用の期限が限定された製品又は特別な保管条件を要する製品の管理が必要な物品等を適切な管理下で保管していなかった例)10℃以下での保存



不備事項の事例

製造管理

- 監視及び測定の結果の妥当性を確保するために必要な校正を実施 していなかった
 - 例) 最終試験で使用する計測機器、作業環境を管理する計測機器

● 滅菌バリデーション基準に基づき、滅菌医療機器の滅菌プロセスの 開発、バリデーション及び日常業務を実施していなかった



参考

PMDA/QMS(日本語)

http://www.pmda.go.jp/review-services/gmp-qms-gctp/qms/0003.html

PMDA/QMS (English)

http://www.pmda.go.jp/english/review-services/gmp-qms-gctp/0002.html

MHLW (English)

https://www.mhlw.go.jp/stf/english/index.html





ご静聴 ありがとうございました。

Thank you for your attention!

